



は一か所は約一千二百円くらいの補助があるということでございます。これも全額ではなくて一応規^規準額の三分の二で一千二百円程度というふうになっております。

なお東京都にあきまして、いろいろ議員さん各位にはご配慮願っておりますが、あまり学童保育には力を入れたいまいやうに私は感じますわけでございます。と申しますのは四十七年度の学童保育の予算につきました。民生局の中には学童保育というは、まりとした予算はないんだと、民生局の中りあまった中でやうていくんだというふうなことで、指導員の給与についても四十七年度に若干値上げがあつたわけですが、それが決定通知がきたのは二月六日付でございます。私どもも予算編成等で強く突き上げてあつたわけでございますが、やうてこれに決つて四月六日付の公文書でいわゆる指導員に対する給与改正が文書であつたということ、都といしましては今は上げることば上げなければとあとは市町村まかせと



いうふうなことがこの学童保育にはみられるのではないかと、思ひます。一応第一、第四小学校につきました。この児童館ということと計画し今後の推進方法として考へてまいりたいと思つております。

議長（末次性男君）これより二時十分まで休憩いたします。
午後一時五十五分 休憩

午後二時十分 開議

議長（末次性男君）休憩前に引き続いて会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

都市計画課長（浅見裕康君）それでは福生駅東口の区画整理関係につきまして自席からお許しをいただきます。ご答弁を申し上げます。

市長が市民参加によるごく民主的な方法で進めていると答へ申し上げたんでございますけれども、そのほかいわゆる住民の要望等を取り入れていく考へがあるかどうか



ということ、第二点としてビルの建設につきましてどのような行政指導をしたかという二点について市長からまだご回答がありませんので、私のほうから補足してご回答申し上げます。

まず住民の要望を取り入れていく考え方の関係でございます。まずけれども、松山議員さん先ほど、……これは申し上げにくいことでございますけれども、……松山議員さんの感じ方としましては市の計画を若干押しつけているくらいがあるというような解説をもちろんでございますけれども、私もどうも考え方といたしますと、これは市の計画案そのものがあくまでも対象権利者に提案申し上げているというように考え方にたつてこれをお話し申し上げたつもりでございます。当然やまとなればこれは当然相当一生懸命これに当たっていくというような考え方に立ちまして、質疑応答の中で私どものことばがそういういったニュアンスをもって受け取られたならば今後そういう危惧があれば十分留意していきたいと考えております。

えております。

それでは住民の要望を取り入れていく考えがあるかどうかということにつきましては、現在数度にわたって権利者に対してしまして説明会あるいは意見聴取集会等を開いてきたわけでございます。最終的に現在隣り組単位で、これはもう商業地区というよりはまた別の角度からやる必要があると思っておりますので、いわゆる住居地域、計画案の中にあります半分の地域約二五、〇〇〇平方メートルくらいが住居地域ということになっておりますので、そういうところの方々と対話をしてきております。そういうことで当然私も客観的に取り入れるべく判断の上になりましたならばそれは極力取り入れたいという考え方にたつてやっていきたいというふうに考えております。住民といっても区画整理の場

合権利者という形あるいは全市民という形か、この点は非常にむずかしいが公衆施設の利用という観点からすれば、ごく平凡でございますが、公衆性の立場にたつてやっていくと

いう形もございます。もう一つ、当然区画整理でございますので減歩という問題がございます。そういう意味で減歩ということかう考えますと、権利者の立場を考えた形で施行するという考え方もございます。当然相手ととりまして、どちらをとるかということもございまして、これらは客観的な立場にたつて判断をしていただすたいと思ひます。当然正反對に競合するような声もございます。それらは私どもと客観的に公共性をもちながら各権利者の立場を考えたバウヤの工事の解釈といひますか、手法の取り入れ方というものを考えていきたい、かように考えております。

したがつて要望というものをそういう観点で取り入れろ考えであることをお答へ申し上げておきます。

二点のビルの建設に対してどのような行政指導をしたかという質問でございしましたけれども、区画整理でやりますので、まず手法上現地の換地原則でございます。

たまたまビルを建設される関係の方のお持ちになつていま土地は現時点で約一九、〇〇〇平方メートルくらいございます。そのうちビルの建設用地として使用するが六、〇〇〇平方メートル余でございます。したがつて約三分の一程度利用するということ考え方に立ちまして、それでは現在われわれの計画している中にそれを当てはめていった場合どうなるかといひますと、当然ほとんど変更できないだろうというものが駅前広場でございます。そういう関係でこれについては私ども、いわゆる公共福祉の増進というふうな観点に立ちまして私権を一部制約いたしまして駅前広場の予定のところは全く何も建てないという形で建設計画を立てていただくというふうな指導をしてあります。それを認めてもらつて現在の形で建設されているわけでございます。

もう一点は駐車場の問題でございますか、これは議会の中にあつてもいろいろ協議されております。こういうた



大規模なビルをつくることになりまうと当然駐車場も考慮をしていたら建設計画の一部として計画するよう指導をしてきてあります。たまたま二、三、のいわゆる柳通りと申しますか、その東側に現在バスの発着所になつておりますけれども、その一部をさうに割愛させていたたいてそこに常時五十台くらい置ける駐車場を確保するように指示してありますし、そのように建設を進めてあります。これは将来東口の開発とかね合わせまして発展して客がふえたというような時点においては、もうろん立体駐車場にするというような計画も含めて私ども要望してあります。排水処理関係でございますが、あの附近にはこれといった幹線がございません。そういった意味で現在議案にもご提案を申し上げてありますけれども、負担付寄付をいたたきましてあれから更に基地排水まで一連の公営下水道の計画とにうみ合わせまして、その処理ができるような形で排水処理の問題については負担をしていただいて私どもで施行するということのような考えでございます。

それから公害が当然出てくると思ひます。テレビの難視聴の問題あるいは相当ゴミも出るのであうということでは衛生関係の問題、そういったものもそれそれNHKに専門の機関がございますのでそういったところを事前調査を先だって行い付近住民との問題が起らないよう配慮を十分するよう指導してありますし、衛生関係についても衛生課と十分協議して、その指導に基いた処理ができるようなエリアを十分確保する、それから自転車の買物客も当然あるわけですからそれらのエリアも確保する。そんなことをいういうやうであります。なお建設途上においてもこういう公害の問題が出てまいりますので、それうも道路を掃くなり清掃あるいはじんあいのたないようになして施行するよう、そういった形の行政指導をしてきてあります。以上のようないふうに考えてあります。

(松山清君)

自席から再質問させていただきます。

区画整理の問題なんですけれども、いま隣り組単位で住居地域についていろいろやってありますけれども、こういう話合いをもとにしていまの進め具合かういつごろ区域決定をしようとしているのかそれをお聞きしたいと思ひます。

それからビルの問題では、やはり私考えますのには結局こううで適当な換地なるものを提出されたような形になるわけですね。当然もうこのビルというものは絶対に動かすことは

現実的に不可能だと、そういう点では市民の全体の総意がどのようなになるかということかまた意詰まっていない段階でそういうものが先行してできてしまうということとは、もっととビル建設についても待つてもらうことはできませんかと思ひます。そういう点で少なくとも仮換地の後に建設をやるもううようにしたいと全員協議会等の中でも課長の発言でも出されたんではないかと思ひますけれども、そうした点でどうだったのか質問いたします。



それから保育所の問題ですが、ゼロ歳児の保育なんですけれども、現実において九名定員があるわけですが、

すぎり子保育園は福生を中心にありますが、一カ所でしかやられていないということとで福生の端から通園するといふ点では位置的にも非常に不便なこともあるわけです。

やはりゼロ歳児保育所は一カ所だけではなくて各所でやらなければ、実際にはなかなか入れたくても通園できないというのが現状ではないかと思ひます。そういう

点で今後ゼロ歳児については特に公立においてつくっていくように切に要望したいわけです。やはり公立で先行しませんとなかなか私立において腰をあげないというのが現状だと思ひます。そういう点で今後郡立も

福生のほうでももううんつくついていたく要望もする必要があります。ありますでしようしすみれ、つくし保育園なんかについてもう分考えていたかと思ひます。これは保育母の

二番目の特別保育についてですけれども、これは保育母の

確保の問題が福祉事務所長のほうから出されたわけですが、四月になうないと保母がくるかどうかかわらないというのではちよつとこれは心もとないわけです。いまの段階でも当然採用決定を出しているでしようし、その点で必ずきていたたくということでもっと進めていただきたいと思うわけです。その他保母さんの面だけでなく他にもいろいろな問題点があるというふうに聞いておりますが、その他の問題については早急に四月からでも実施されるようにいまの段階で煮詰めて保母さんとも交渉をして進めていって、もういたいと思ふんです。それで一刻も早く四月からやっていたきたい。そういう点で保母の確保の問題についてもうちよつと詳わしくお聞かせしていただきたいと思ひます。

市立保育園の計画はないということなんですけれども、保育内容や設備の面からみればやはり私立よりも誰れもが認めているように公立のほうが進んでいるわけです。そ

ういう点でやはり公立でつくっていくという態度でいって、もういたいことを要望しておきます。

三点目の学童保育所の問題ですが都が援助を打ち切ると言われてあるわけですから、これは元来東京都が補助金をくれるから市がやるという性質のもので、なくて、やはり市で進めていかなければならない。そういうところに都が補助をしてきたわけですから、今後もちろん都のほうに対して補助金を出せという要求はしていかなければならないと思ひますけれども、それだけではなくて市独自でつくっていくと、特に児童館というような話があったわけですから、どくういう予算規模になさるかわかりませんけれども、早急に検討していただきたまはして、一か、四か、五かで現に困っている人があるわけですから、そういうところを重点としながら進めていってほしいと思ひうわけです。

最後に基地の問題なんですけれども、市長は国防が

必要であるとかそれから国家の主権を守るために当然国防が必要であるということと言ったわけですから、これは言うまでもなく当然の問題であります。

私たちが問題にしているのは、国家の主権を守るという点でやはり基地の問題は根本的に考えていかなければならぬというわけですね。国家の主権を守る、これが私たちはアメリカの基地または日米安全保障条約によって犯かされているから問題にしているわけであって、私たちは一刻も早くこの国家の主権を守るという点からいってもこのような基地について撤去をしていくという立場に立ってほしいわけですね。

これはたしかに市長が運動をしたからといってこれを実現することはなかなかたいへんなものですけれども、少なくとも現実的な問題では福生市が三分の一を基地に取られていふということでは被害の要求だけ、それも基地を認めたいという被害の要求だけでは市民はなっとくできません。市長みずから国家主権を守るということをおっしゃるわけでは

すけれども、この国家主権を守る点から、私たちは国家

主権を基地によって犯かされているわけですから当然この基地を認めない、また関東計画というものについても認め

ないという立場になぜ立てないのかということに私は強く考えをわけです。そういう点で今後態度を変えて基地

を認めない、関東計画を認めない、そういう立場にはつきり立ってほしいと思います。

そういう点では瑞穂町においては住民の八八%以上が、関東計画を少なくとも認めないという形で運動を起こそうとしていふわけですね。すぐ隣の町でそういう状態になつてきてありますし、ぜひ福生においても一刻も早く市長みずからそういう態度に立ってほしいと強く要望しておきます。

私の再質問は以上にしておきます。

都市計画課長(浅見裕康君) それではご答弁申し上げます。

二点ございましたので、第一点の区域決定の関係でござ

いますけれども、これについては従来の開発事業について
は当然そのような形で施行者サイドからどんどん事業決
定まで進めていって、それからあと個々の具体的な問題に
ついて住民からいろいろな問題が提起されてくるというのが
従来のもう一つでございます。今度はこういうものもは世相か
らもやはり上級官庁からもうそういう方法でなく、住民
の声を十分聞いた上で区域決定にもっていくというような
指導もされておりますので、それを十分配慮しながら
やっております。非常にテンポが遅いのですが、区域
決定についても今が一番大切な時期であるという認識の上に
たって進めていっているわけですが、そういう関係でいつといふこ
とははっきりいえないが、一応予定といたしましては五月
中旬に東京都の都市計画地才審議会が開かれます。
そのところへ持ち込もうというような考えでございます。し
たがいまして五月いっぱいには区域決定に到達するだろうと
いうように考えて進めております。



それから二点のビル建設について、私もたしかに仮換
地の指定が完了してからしてくれというような要望をし
たということも申し上げましたけれども、ご案外のとあ
り現在百貨店法というものがありますけれども、その
改正が叫ばれてありまして、あのようなスーパーにつ
いても同じような適用がされるという想定がございまし
て、まずその一つの理由としましては非常に開店を急
いでいるということがあります。もう一つは周辺地域にや
はりそういういたる画期的な店舗の進出というものは、当
福生の商店街の全体が政策的な面から当然相当意
慮すべき点ではないかと思っております。たまたま福生が好適
地だということで西反が進出してくるということになったと思いま
すが、それらも若干考慮に入れなくてはならない。も
う一つはこれは仕事の関係から申し上げますといわゆる
仮換地の指定が行なわれない現在、関係権利者にお
見せしております想定換地の図案からもうあわかりにな



まと思ひますけれども、私どもで計画してあります
のほやはり駅前商店街については駅前広場と二、三六
号線、二、三、四号線の三点を十分直結するような
形で設計を組む、そういった点で現在ご説明したよう
なことを説明会の席上でもあまりこれは変更は不可能で
ございます。——、というようなことを申し上げてきたわ
けでございます。

そうなりますとあと残されるのは、それではその換地
される地積はどれくらいかあるいは延長すべき範囲はどれ
くらいかというようなことをチェックせざるを得ないわけです。
そうなりますと区画整理は先ほど申し上げましたように
現地換地が原則になつてありまして、当然一般の少
さな住宅なうその中に街路をさうに入れるなり、生
活上必要な道路等を入れる必要があるのでございますけ
れども、これはご案内のとおり商店街でございます。
かつまた駅前に密接する地域でございますので当然規

模の大きなものが建つてあううというようなことは、
駅前開発において当然考えていかなければならぬ。

ある程度明白な形であうわけするんではないかというふう
にも考えておりました、まず現在お持ちになつていま
土地と換地されべき地積それと現在われわれが計画
してあります公共施設の整備計画等を勘案して
これなる事業計画と支障がないんだという、結果いみ
た話で申しわけないんですけれども、そういった考え方
のもとに一応建築できる範囲というものを私どもかう行
政指導という形で指示しております。いいかえれば区域
決定されておられませんので、どういう形で土地利用され
ようが法的にはまた全然規制の根拠はございませぬ。こ
ういったことで行政指導という方法に訴えたわけございま
すが、そういった意味では相当の私権の制約というものを
していまというふうには私どもは解釈をしてあります。たま
たま区画整理の大きな部分を占める地主さんでございます

ので、施行に支障のないような形をとらなければならぬ
ということは従前から考えていたにありまして、快く
受け入れてくれたというような事情でございます。

○福祉事務所長（森田猛君） それでは保育の確保問題について
ご答弁申し上げます。

市立保育園の保育の確保につきましては、私どもの
ほうも人事の担当者ともよく協議いたしまして一応現在
保育の勤務時間等につきましては四十八時間勤務で
ございます。保育の仕事は非常にきついわけでございま
して昼休みの休憩時間等も満足にとれないというのは、
福生市だけではなく各市も同じような悩みをもってお
るわけでございます。それで少しでも保育の待遇と
改善というふうなことで一応すかれ、つくし両園につま
ましては保育二名を増員いたしましたして、住民の要望
等もございましてたとえ少しの間でも延長というよ
うな考えももっておりましてございしますが、保育の確保

にしましてもしも問題点があるわけでございします。と申
しますのはあまり保育の補充につきまして確保をやりまし
と市内にございます民間施設の保育をひきこむというよう
なこともありますが、これらの措置の権限は市長にある
わけでございます。市長がほとんど希望者の要望の施
設のほうに受けとるわけでありますが内容はよければA保育園へ
いきたいけれどもB保育園へ移ってもういたいということがあ
るわけでございますので、この辺は私ども慎重にやっ
ていまして、今回の増員の予定者につきまして
そういうことはなく幸であつたが、一応四名の採用決定通
知は出してございますが、いざその時期になりました
保育が四名確保できないう大きな問題が
あるわけでございます。というのは保育の絶対数の不
足というふうなこともあるわけでございます。私どもとい
たしましても極力福生へ勤務するようにいうような手は打
つていたにございますのでこれが決まり次第保育等とも

